

平成 26 年 8 月 6 日

一般社団法人鳥取県薬剤師会新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人鳥取県薬剤師会（以下、「県薬」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小限に止めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この計画においては、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、薬局等が調剤業務、その他医薬品の提供業務を維持できるようにすることを基本方針とする。

(定 義)

第3条 この計画において「未発生期」とは、新型インフルエンザ等が発生していない状態を、「海外発生期」とは、海外で新型インフルエンザ等が発生した状態を、「県内未発生期」とは、鳥取県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態を、「県内発生早期」とは、鳥取県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態を、「県内感染期」とは、鳥取県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態をいう。

(業務計画の運用)

第4条 この計画においては、第 2 条の基本方針に基づき、会員及び会員が勤務する施設以外についても本会が行うべき業務の範囲に含むものとする。

2 この計画においては鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）の想定に基づき、被害等を次のとおりと想定する。

発病率 : 全人口の 25%（鳥取県の罹患者数 約 152,500 人）

死亡者数 : 致命率 0.53%～2%（鳥取県の死亡者数 約 810 人～3,050 人）

欠勤率 : 従業員の欠勤率最大 40%程度（ピーク時の約 2 週間）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(平時における関係機関との連携、協力体制)

第5条 県薬会長は、法第 7 条第 1 項に基づいて策定された県行動計画及び法務 8 条第 1 項に規

定する市町村行動計画における薬局等のその地域における県薬の役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、鳥取県・市町村及び指定地方公共機関等と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の整備に努める。

- 2 県薬会長は、鳥取県及び指定地方公共機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先を予め共有するものとする。

(対策本部の設置・運営)

第6条 県薬会長は、県行動計画に基づき鳥取県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、鳥取県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を薬学総合センター内に設置する。

- 一 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- 二 関係機関との連絡調整に関すること
- 三 その他医療の提供について必要な業務に関すること

- 2 対策本部は、県薬会長、副会長並びに専務理事をもって構成する。
- 3 対策本部は、事務局とともに、厚生労働省等の政府機関、鳥取県福祉保健部等の県関係機関、日本薬剤師会、鳥取県医師会等の関係団体等から新型インフルエンザ等に関する必要な情報を収集・検討し、会員等に適切な情報提供を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(未発生期における対応)

第7条 平常時から、薬局、医薬品・医療機器販売業における新型インフルエンザ等対策の体制整備の支援、職員の健康管理と啓発等について、必要な措置を講ずる。

(海外発生期から県内発生早期における対応)

第8条 会員、役員、職員に対して、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

- 2 新型インフルエンザ等発生期における適切な調剤業務、その他医薬品の提供業務が維持されるよう、会員への支援、連絡調整等の対策を講ずる。

(県内感染期における対応)

第9条 新型インフルエンザ等に関する情報提供、会員への支援、連絡調整等の新型インフルエンザ等対策業務を継続する。

- 2 職員が新型インフルエンザ等に感染するリスクを低下するため、在宅勤務、時差出勤等を導入する。
- 3 新型インフルエンザ等対策業務を重点的に実施し、研修会、講演会等の事業は縮小又は中止する。
- 4 本会の活動を維持するための最小限の業務は継続するものとする。

(特定接種の実施)

第10条 県葉会長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されることから、会員等の特定接種状況を把握し必要な措置をとる。

2 県葉会長は特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対応を講ずる。

(感染対策の検討・実施)

第11条 職員について、家族も含めて、健康状態の自己把握、マスクの着用、手洗い・うがいを励行するよう周知する。なお、発熱等、疑わしい症状のある職員は、出勤停止とする。

2 職場には、感染防止に必要な消毒用エタノール、マスクなど必要な資材を備蓄する。

第4章 その他

(会員の派遣要請に対する対応)

第12条 県葉会長は、鳥取県又は市町村から会員の派遣要請を受けた場合は、適任と認める職員の派遣に協力する。

(教育・訓練)

第13条 職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用、咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

2 新型インフルエンザ等の発生に備えた研修、想定訓練を実施する。

3 鳥取県等、関係機関と連携した訓練について、必要に応じて積極的に参加する。

(計画の見直し)

第14条 この計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年8月6日から施行する。